

**令和 7 年度 川崎市健康福祉局所管
社会福祉法人指導監査実施方針及び重点事項について**

1 基本方針

少子高齢化の進展や、世帯構成の変化により福祉ニーズも多様化・複雑化し、多様な供給主体による福祉サービスが供給される中、公益性・非営利性を備えた社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手として事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。

また、本市においては、令和 6 年度に実施した監査手法等の検証（以下、「本市検証」という。）を踏まえ、指導監査の目的を意識した監査の実施が求められていることから、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保に向け、「川崎市健康福祉局社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき令和 7 年度指導監査を実施します。

2 一般指導監査の重点事項

(1) 運営

ア 理事会、評議員会

本市検証の中で法人のガバナンスについて、より積極的に確認する必要があることを認識したことから、過年度における指摘事項等も踏まえ、理事会及び評議員会において活発な議論がなされているか、また、業務執行機関である理事会で適切に決議が諮られているか、評議員会が法人運営の監督を適切に行っているかなど、各会がそれぞれの役割を果たしているか、必要に応じて役員等へのヒアリングを実施しながら、重点的に確認します。

(2) 会計

ア 予算に関する調査

予算策定と管理が適切に行われていることを確認します。適正な法人運営を行うために、どのように予算が管理され実際に運用されているのか調査します。

イ 会計処理の調査

会計基準に則した会計処理が行われていることを確認します。会計処理が取引の実態を適切に反映しているか、適切な勘定科目を用いているか等調査します。

ウ 費用の調査

社会福祉法人として、契約や物品の購入が適切な手続きを経て行われているかなど、適切に費用が計上されているか調査します。

エ 内部統制の調査

財務報告の適正性の確保を図るだけでなく、法人のコンプライアンス、経営方針や業務ルールが遵守され、経営及び業務の有効性・効率性の向上を図るための組織管理体制となっているか確認を行います。